

認定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第43号 令和2年度長井市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

決算書の400ページ、下水道10ページの剰余金計算書及び下水道11ページの剰余金処分計算書案をお開き願います。

処分の内容でございますが、先ほど決算の概要でご説明申し上げました令和2年度の未処分利益剰余金632万4,525円のうち、202万1,871円を資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補填財源として使用するため資本金に組み入れるとともに、残余の430万2,654円を令和3年度へ繰り越しいたすものでございます。

なお、これによりまして資本金残高は34億715万9,100円となるものでございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○平 進介委員長 以上で概要の説明が終わりました。

令和2年度長井市各会計決算に関する総括質疑

○平 進介委員長 これから質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名いたします。

鈴木一則委員の総括質疑

○平 進介委員長 順位1番、議席番号1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 おはようございます。政新長井、鈴木一則でございます。

通告に従い、2つの項目について質問させて

いただきますので、明確な回答をよろしくお願い致します。

初めに、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、110特別支援教育バックアップ事業及び111幼保小等連携専門員派遣事業について、また関連で2項の小学校費及び3項中学校費、それぞれ1目学校管理費の学校教育支援員配置事業についてお伺いをいたします。

コロナ禍により1年遅れで開催されました東京オリンピック・パラリンピックが終了いたしました。緊急事態宣言下で無観客となった異例の大会でございました。期間中はデルタ株による感染拡大もあり、以前から反対世論の声も盛んに取り上げられましたが、精いっぱい活躍する選手の姿は称賛され感動を与えていただきました。特にパラリンピックの基本コンセプトの一つである多様性と調和、勝負を超え多様性を認め合う共生というメッセージを伝えていただきました。この多様性、あらゆる面で違いを肯定し、自然に受け入れ互いに認め合うことで社会が進歩するということから、このたびの質問では長井市が先駆的に取り組んできた特別な支援を必要とする児童生徒への事業についてお伺いをいたします。

1つ目、特別支援教育バックアップ事業についてお伺いをいたします。

この事業の主要な施策の成果報告書には、「特別な支援を必要とする児童生徒の理解と適切な支援方法、保護者への対応等についての助言を、指導・支援に生かす」という事業になっています。指導いただいているのが山形大学の三浦光哉教授と思いますが、スクリーニングの具体的な内容について学校教育課長に伺います。

また、事業に取り組んでから10年になりますが、当時このような取組を行っているのは県内では長井市が初めてではなかったかと思えます。この事業に取り組む際には課題があり、成果への期待もあったと思えます。取組の背景と、進

める中での課題やその対応について学校教育課長にお伺いします。

○平 進介委員長 目黒孝博学校教育課長。

○目黒孝博学校教育課長 初めに、スクリーニングの具体的な内容についてお答えいたします。

スクリーニングでは、山形大学の先生に年2回、市内8校の全クラスを回って児童生徒の様子を見ていただき、一人一人について特別な支援が必要かを見ていただいております。その後、各学校ではスクリーニングの結果に基づいて特別な支援が必要とご指摘いただいたお子さんについて、保護者との面談を行い、どのようなことに困難さを抱えるかを保護者の方にお伝えするとともに、学校での支援の在り方について話し合いを行っております。

また、学校の教職員に対しても、支援の仕方や配慮すべき点などご助言いただいております。

また、春と秋の2回スクリーニングを行っておりますので、秋の訪問では春からの支援の効果についても評価いただいております。

本事業の取組の背景についてですが、2005年に発達障害者支援法が施行されたことによって医療関係者のみならず保健、福祉の関係者や学校の教育関係者に発達障害が広く知られるようになったということが一つのきっかけになっています。保育士や幼稚園教諭、そして小学校の教員などの間に発達障害の知識が広まると、今まではわんぱくな子、落ち着きのない子などとされていた子供たちが、発達障害を持っているのではないかというように認識されてきました。

長井市でも、現在のようなスクリーニングを行ってもう10年になります。大きな成果は、特別支援教育に対する学校現場や保護者の方の捉え方が子供の困り感、そこの解消という点に向いてきたことだと思います。以前は本人の困り感の背景が理解できなくて、なぜできないのか、何度言えば分かるのか、本人の努力不足で対応されることも多かったのですが、その子が持つ

特性や周りの人や環境との関係性に目を向けた対応に変わってきていると感じます。

特別支援教育バックアップ事業を進める中で、課題として見えてきていることもあります。それは、特別支援教育に関して専門的な知識や技能を持つ教員の育成です。児童生徒の持つ困り感については、スクリーニングで山形大学の先生に見ていただいたり、専門医のほうにお願いして発達検査をしていただいたりすることで把握しておりますが、訪問の機会が限られていることや検査結果をいただくまで時間がかかる点が課題だと感じています。

本市の指導主事を含めて長井市にいる教員が専門的な知識や技能を身につけることができれば、困っている児童生徒に対して迅速に検査を進めて速やかに支援を開始できる体制をつくることのできるのではないかと考えています。こちらについては、次年度以降の特別支援教育の進め方について、体制づくりの中で検討していきたいと考えております。

○平 進介委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 ありがとうございます。

2番目のほうに少し入ってお答えをいただいたんですけども、この事業を始めるとき学校や先生方が「困り感のある」児童生徒への適切な対応を目指したわけですけれども、その成果についてお伺いします。

当時は、発達障害のある児童生徒は今お話がありました「困り感のある」という表現だったと思います。それまでは授業中落ち着かない、文字や数字が覚えづらいなどのその行動などで個々の判断であったものが、この事業の取組で発達障害などの傾向が察知できることや、先生方も児童生徒に対する相対し方など共有ができ、自らの指導にも好影響があるという期待もありましたが、実際、指導力アップなどにつながってきたのか教育長にお伺いをいたします。

○平 進介委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 お答え申し上げます。

結論から申し上げます。この特別支援教育バックアップ事業によって子供一人一人を多面的に理解して、その子の成長にとってよりよい指導の在り方を考える教師の指導力と、それから保護者との共有が進みました。この事業が本市教育の施策で欠くことのできない事業になっていると捉えております。

先ほども学校教育課長からありましたけども、現在、この事業を通して山形大学の先生に来ていただいておりますけども、そのときにその子の特性に配慮した支援の在り方にとどまらず、例えば教師が授業中で配慮すべきこと、授業の進め方、声のトーン、全体の教室環境の在り方、座席の配慮、保護者との適切な連携など極めて具体的などころまで助言をいただいているところであります。この事業発足当初は、先ほどもお話ありましたように教師にとっての困った子供という見方が多いわけですが、どうしてもそうすると厳しい指導でみんなと同じく無理やりさせるという傾向があり、支援員も周りに合わせるためにその子に付きっきりになるということでありました。そういったことを考えたときに、今非常に大きな変容があるなと思います。

加えて、これ保護者の方の悩みも非常に大きくて、しつけが悪いんだとか育て方が悪いんだとか、そういうことで悩んでいる保護者の方もいらっしゃると思います。これらについても、共有することで少しずつですが確実に改善しているなと思っています。

特に今年度、長井市の学校教育研修事業を通じた講演とか巡回指導、それから特に特別支援教育に理解の深い指導主事も配置したところであります。これまでの積み重ねによって、先ほどもお話ししましたように明らかに改善している状況を認識しておりますので、これを大事にしながらやはり子供一人一人の困り感はみんな

違うんだと。その支援も一人一人違うのだと。そういった認識に立ちながら、実際時間もまだかかりますけども、この特別支援教育バックアップ事業の施策を進めていきたいと考えております。

○平 進介委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 次に、幼保小等連携専門員派遣事業は就学時の学校対応に重要な役割を持つが、幼児施設ではどう捉えているかについてお伺いをいたします。

当時、小学校に就学してから発達障害などが分かって対応しておったわけですが、事前に認識が必要であるなど大きな課題として上げられていました。そのため、幼児期に兆候や傾向のある子の情報を得るために幼保小による会議を定期的実施し、小学校での対応ができるよう取り組んできたと思います。そのことから、幼保小等連携専門員派遣事業が進められてきたのではないかと考えています。

小学校では、この事業の成果について昨年の9月議会、決算総括質疑において勝見委員の質問に答弁いただいておりますが、では幼児施設においてはどのように捉えられて評価されているのか。また、入学時に進路先を判断する保護者への支援となっているのか。学校教育課長にお伺いします。

○平 進介委員長 目黒孝博学校教育課長。

○目黒孝博学校教育課長 それでは、お答えいたします。

幼保小等連携専門員の幼児施設訪問回数ですが、昨年度は延べ182回となっております。絵本の読み聞かせに出向いたり、子育て推進課や健康課の巡回相談に同行したりすることで顔が見える関係ができていると感じています。

幼児施設では小学校入学に向けてお子さんの状況を説明したり、場合によっては専門医の受診を勧めたりしなければならないことがあります。幼保小等連携専門員が幼児施設と保護者と

の面談に同席することで、その後の教育委員会や小学校との面談が進めやすくなったという声が聞かれるようになりました。同じような声は保護者の方からも聞かれます。

また、年長児だけではなく在籍している年中児の様子も直接見たり園の先生方から聞いたりすることもできるようになって、見通しを持って幼児施設でも小学校入学に向けての準備を進めることができるようになったとも聞いております。

なお、幼児施設と小学校の連携につきましては、今年度より学校教育課内に設置したこども未来創造室が中心となってこれからも連携体制整備を進めていきたいと考えております。

○平 進介委員長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○平 進介委員長 休憩前に復し、午前を引き続き会議を再開いたします。

それでは、鈴木一則委員の決算総括質疑を続行いたします。

1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 先ほどの質問では、学校教育課長から幼児施設での評価も大変高いというようなことで、非常に幼保小連携の部分では本当に成果が上がっているなど感じておるところです。

それでこの幼保小連携のための専門員の配置に関しまして次に伺います。

昨年の決算総括質疑の際に勝見委員から専門員の資格についての質問がありました。専門員が特別支援学級を担任したという経験やカウンセリングにも深く関わり、専門知識があって個

人として研修されK-ABCの検査ができるという答弁が学校教育課長からあったと思います。この事業では、取得された資格を十分に活用され、的確な指導や判断がなされていると思います。この事業は資格者でなければできないということではないのですが、幼児期からの保護者との関係をつくり、学校へとつないでいく重要な事業となっていますので、市としての確かな判断を有する資格者を育成し今後も常時配置していくことと、検査キット等必要な器材等の公費による負担が必要と考えますがいかがか、教育長にお伺いをいたします。

○平 進介委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 お答え申し上げます。

K-ABC検査は、その子の特性に合った学習支援を見いだすことを目的にしたもので、検査を行うことができるようになるためには先ほど委員からもありましたように講習会を受講した上で検査者の資格認定を受ける必要があります。現在、幼保小等連携専門員がこの検査の資格を持っており、市内の小中学校の子供に対して検査を行っています。これは幼稚園ではできないんです、小学校以上の子供にできるということになっております。

それから、加えてですが、実はこの検査とWISKという検査があります。このWISKについては、今回配置した指導主事がこれができる資格を持っております。総合的に子供たちの特性を把握することが非常に重要になっていると思います。

今後、K-ABCの検査ができる人材の育成もやはり中長期的な視点から進めていく必要があると強く感じているところであります。できれば現職の教員も含めて、長井市として検査ができる資格を複数名確保できるような体制にしたいと今考えているところであります。

なお、検査キットについては、教育委員会に常備して各学校への貸出しができるよう今調整

を図っているところです。

○平 進介委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 担当されている専門員は、早朝から夕刻まで家庭への対応もいただいているとお聞きします。教育長から答弁あったように、幼児施設においての検査というのはなかなかできないかもしれませんが、その識見といえますか、そういうのを持っていないとやはり連携というのはうまくいかないのかなと思いますので、これを考えると現在の職務、待遇という部分も今後検討が必要ではないかと考えるんですが、教育長いかがでしょうか。

○平 進介委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 今ご指摘のとおり、この専門員の先生には保護者との面談などを夕方に時間を取っていただいているところもあります。おっしゃるとおり、一人にというよりは先ほどもお話ししましたがやっぱりチームとしてどういうふうに体制を整えていくか。先ほどご紹介しましたように、本市の指導主事が別な検査でも検査ができるような資格を持っている。そういった総合的なところから、人材育成を含めて考えていく必要があるかなと思います。

なお、ご提言いただいたものについても今後検討していきたいなと思っております。ありがとうございます。

○平 進介委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 さっきの質問の答弁で、学校教育課長からも、今、山形大学の先生のほうにもご依頼をしていますが、なかなかこれもやっぱり年数とともにずっと継続できるのかという課題もあると思うので、自前といいますか、この市の体制の中でやはりきちっとした対応ができることを考えていく必要があるかなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

続いて、特別な支援が必要な児童生徒への学校の対応についてお伺いをいたします。

各学校には特別支援学級があり、児童生徒の

状態などで設置されています。特別支援学級には学校教育支援員が全校配置され、スクールソーシャルワークコーディネーター、SSWCの1名を含め14名になるようですが、年ごとに児童生徒の状態で配置数は変わりますが、増加傾向ではないでしょうか。学級の種類と児童生徒に関わる支援員及びスクールソーシャルワークコーディネーターの業務について、学校教育課長にお伺いいたします。

○平 進介委員長 目黒孝博学校教育課長。

○目黒孝博学校教育課長 それではお答えいたします。

各学校への学校教育支援員の配置に対してご配慮いただいておりますこと、まず心から感謝いたしております。

学校教育支援員の配置数ですが、ここ数年はやや減少しており、令和3年度は12名となっております。各学校の状況によっては、今後増員をお願いする場合も出てくるかと思えます。

今年度ですが、長井市内の各学校に設置されている特別支援学級は知的障害のあるお子さんを対象とする学級、そして情緒障害、自閉症を持っているお子さんを対象とする学級、合わせて12学級設置されております。今年度は設置されていないのですが、これまで市内の小中学校には体の不自由なお子さんを対象とする学級、病気により体が弱いお子さんを対象とする学級、聴覚に障害を持つお子さんを対象とする学級も設置したことがありました。

学校教育支援員の業務についてですが、個別に支援を必要とする児童生徒へのサポート、生活面での見守りだけではなくて担任を補助する業務など、各学校の教育活動を支える業務を幅広く行っていただいております。

また、スクールソーシャルワークコーディネーターの業務についてですが、主に家庭環境面でのサポートを必要としている児童生徒や保護者への支援を中心に行っています。支援によつ

ては、福祉あんしん課、子育て推進課、その他医療機関等とつなぐ役割も果たしております。

○平 進介委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 主要な施策の成果報告書の中には、特別な支援を要する児童生徒の増加傾向という課題が上げられております。保護者の特別支援学級への理解というのはどのようになっていますか、学校教育課長にお伺いいたします。

○平 進介委員長 目黒孝博学校教育課長。

○目黒孝博学校教育課長 以前よりも保護者の皆様の理解は進んでいると捉えています。ただ、迷われているというのも事実だと思います。学校で保護者の方と特別支援学級への在籍について話し合う機会、何回も持っているわけなんですけれども、まだイメージの中ではあるんですが、特別支援学級への在籍となったときに、ずっと特別支援学級の中でみんなと離れて暮らさなければいけないというイメージを持たれている方はまだいらっしゃると思います。ただ、何回も学校側と面談を続けていただいている中で、教科によっては特別支援学級の在籍であっても通常学級のみんなと一緒に学習できる体制が組めるんだよなんていうことをご理解いただきながら、在籍となった保護者の方も大変多くいるような状況です。

○平 進介委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 やはり理解を得て、学校のほうでも様々な対応を先生方がしなければならぬという部分がありますので、その判断というのはしっかりとご理解をいただくようなことをお願いしたいと思います。

続いて、特別な支援を必要とする児童生徒に対する学校教育支援員の配置についてということで、長井市では本当に市長には財源のないときから学校教育支援員配置につきましては理解を得て、近隣市町に比べて充実した対応を図っていただいていたと思います。

今回の決算を見ますと、特別支援学級は学校教育支援員が全校配置という状態になっています。以前よりは増えている状態なんですけども、約2,800万円の経費がかかっています。1,900万円はふるさと応援基金からの繰入れになっていますが、ふるさと納税は大変ありがたいのですが、全国的に特別支援を必要とする児童生徒数、平成29年度の数字なんですけども小学校で16万7,000人、それから中学校では6万8,000人と年々増加しているという問題を受け止めて、やっぱり国や県において教員配置基準の見直し、それから特別支援に関し財政的支援を求めるときだと思いますが、市長のお考えをお伺いします。

○平 進介委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

先ほどまで教育長や学校教育課長から答弁ありましたように、市内の小中学校の教職員の皆さんには特別な支援を要する児童生徒に対して個々の状況を丁寧に把握して、学校全体でサポートしていただいていると思っております。これは鈴木一則委員が教育委員会のほうで管理職をなさっていたときもそういう状況がだんだん多くなった時期だったと思いますが、委員がおっしゃるようにこれ全て一般財源でこの学校教育支援員を雇用しなきゃいけませんので、なかなか最終的に何人増やせるか、何人確保できるかというそういう財政との駆け引きだったななんて思っておりますけれども、長井市ではこれまでも各学校の状況を踏まえまして、教育委員会と相談しながら学校教育支援員の配置を行ってきました。個々の児童生徒が必要とする支援についても、児童生徒本人への支援だけでなくやっぱり家庭の支援と重要なのは関係機関との連携、必要な支援など、そんな多岐にわたってきていると思っております。

各学校の児童生徒の状況を小まめに把握し、委員からも、また教育長、学校教育課長からもありましたように幼保小等連携専門員とスクー

ルソーシャルワークコーディネーターの配置を進めてきました。また今年度は各学校への技士の配置を増員しまして、そういった意味でも幅広く学校の教職員の業務を支える体制整備を進めております。

委員からご質問のありました国、県への財政的な支援を求めたいのではないかということですが、これにつきましては教育支援員、スクール・サポート・スタッフの増員、あるいはスクールロイヤーの新たな配置など、県への重要事業の要望として毎年要望しております。また、私どもでの山形県の市長会とか副市長会、そういったところでも県また国に五、六年以上続けて要望しておりますが、なかなかそういったところの予算を認めていただけない状況でございます。今年度はさらに県に対しまして医療的ケアを必要とする児童生徒に対する支援ということで、今度は看護師等の配置への支援もやっぱり要望しなきゃいけない。今のままですと法律はそういうふうに国でつくって、看護師さん等必要な人を配置しなさいとこういうわけですけど、その財源については自分たちで考えろと、こういうことなんですね。それもちょっとひどいだろうということで、私ども併せて今年8月の市長会で長井市として要望して、県のほうにと、あと国に対しては山形県市長会から東北市長会、そして全国市長会から文部科学省へというようなことで要望してまいります。

なお、委員ご案内のとおり米沢養護学校西置賜校が令和5年度に開校いたしますので、長井市としましてはインクルーシブ教育の体制整備をさらに充実させていきたいと考えております。国や県に対しても、教育委員会と相談しながら市内の各学校での状況を踏まえた教員配置基準の見直し、これも重要だと思っております。また、特別支援教育に関する財政的な支援をさらに強く求めてまいりたいと思います。

○平 進介委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 状況的には進んでいるようですが、それ以上に社会的な多様性という部分で言うと、皆さんが認め合うというかたちに行政もしっかりシフトをつくっていかねければならないなと思います。

もう一つ、今、市長からいろいろと要望をさせていただいてるというお話をいただいたんですが、スクールカウンセラーも実は県からの派遣事業になってるんですね。スクールカウンセラーというのは、その子たちが常時受ける体制にはなってないわけです。月に何日間かだと思っただけですね。そうすると、県からあてがわれるため、学校側とすると対応に苦慮するという部分があって、ちょっとご提案みたいな形なんですけども、県としてはそう増やす気持ちはないようなので、私がいたときから変わってないので、置賜定住自立圏共生ビジョンの教育にもいろいろと共同で事務をやっていきましょうという部分ありますので、単独ではできませんけども全体の広域の中でそのような常時対応ができるような考え方もぜひ持っていただけないかなと思ってるんですけども、市長のお考えをお伺いします。

○平 進介委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 鈴木委員おっしゃるように、やっぱりスクールカウンセラーなんかも回数が少ないですね。しかもいろんな学校を回んなきゃいけないので、なかなか本当に課題解決のために時間も力も集中して解決するというようなことは今できにくい体制で、ただ学校側とすれば相談に対していろいろ指導はしていただけるんでしょけども、でもやっぱり委員おっしゃるようにもっとこれからさらにそういう多様性といいますかね、そういう時代でありますので、置賜定住自立圏の中で教育の問題についてもテーマの一つではあるんですが、具体的にこうしろあしろろというところまではまだ進んでおりませんので、ぜひそういったところを今後詰め

ながら、置賜3市5町でも連携しながらそういった対応をしっかりとできるように、また県あるいは国に対しても求めてまいりたいというように思います。

○平 進介委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 ぜひご期待申し上げますのでよろしく願いいたします。

最後に、米沢養護学校西置賜校開校による特別支援学級の関係と対応について教育長にお伺いをいたします。

令和5年4月に米沢養護学校西置賜校が開校いたしますが、主要な施策の成果報告書においては特別支援学校入学より特別支援学級に入学する傾向が強くなっているという課題が上がっています。米沢養護学校しかない時期は、養護学校に行かない理由が遠路であり児童生徒が不安定になることでしたが、平成26年度に豊田小学校に小学部が設置、平成29年度に中学部が豊田小学校、高等部が長井工業高校に設置され環境が整い、さらに令和5年度に中高等部が長井南中学校敷地で開校ということになるわけですが、支援を必要とする児童生徒の増加傾向を踏まえ、米沢養護学校西置賜校開校と特別支援学級の関係について教育委員会として保護者、学校にどう対応を図っていくのか教育長にお伺いをいたします。

○平 進介委員長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 お答え申し上げます。

豊田小学校に米沢養護学校の小学部が設置されて以来、遠距離であることを理由にして養護学校へ入学をためらうというケースはやはりありません。むしろ米沢養護学校に入学をためらう理由として大きいのは、居住している学区の子どもたちとの関わりが薄くなるということが多くと捉えているところです。

委員ご案内のとおり、平成29年度に中学部、高等部が市内に設置されたことによって大分変わりました。学校を非常に身近に感じて、中学

校から高等部へ進学することができるようになりましたので、市内の子供で自転車で長井工業高校のほうに通学して3年間学んで進路を切り開いている生徒もおります。また、そういう先輩の姿から、中学校の特別支援教室から高等部に進学を希望する子供も確かにおります。

中学部高等部併置分校西置賜校が長井南中学校の敷地内に建設されることによって、就労を視野に置いた市内企業や関係団体との連携を踏まえた中高一貫教育ができる。こういうことが実現するだけでなく、市内小中学校と米沢養護学校での児童生徒同士、それから教職員同士の関わりを深めながら、共に手を携えたインクルーシブ教育の推進、ひいては長井西置賜地区の共生社会の実現に向けた環境が深まると考えているところであります。現在、県教育委員会とは建設に関わる打合せに加えながら、こういった開校後の教育活動も含めて協議を進めているところであります。

なお、中学部、高等部の西置賜校が開設することで中学部、高等部での一貫した学びがどのようなものであるか。これも身近に理解できるようになるとともに、特別支援学級、その中の進路に関わる教育課程編成が米沢養護学校西置賜校と連携してできる、こういう大きなメリットもあります。小学校から中学部への進学、それから中学校から高等部への進学など、進路選択の幅も広がるのだらうなと今思っているところです。

○平 進介委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 確かに長井工業高校に設置されてから、通学される子供たちの行き帰りの様子を見たりしますので、それがさらにより環境となるだらうなと思いますが、発達障害については症状にもよりますが適切な指導や環境の整備を早く行うことで特別な能力や才能を発揮される方もたくさんいらっしゃると思います。今後も特別支援教育の充実を進めていただ

きたい考えております。

最初の質問は以上で終わります。

次に、歳入の1款市税、2項固定資産税、1目固定資産税関連で8款5項住宅費、1項住宅管理費、空き家等適正管理事業についてお伺いをいたします。

4月21日に、所有者不明土地問題の解消に向けた民法や不動産登記法の改正が可決成立しております。所有者不明の土地の発生を抑制する狙いで、増田寛也元総務相らの有識者会議で2016年時点で九州の面積を上回る410万ヘクタールが所有者不明となっているとの推計を発表し、さらに行政が手を打たなければ2040年時点で約720万ヘクタールに達するおそれがあると警笛も鳴らすことで政府が対策を強化、本格化してきたものです。

所有者が不明の問題は10年前の東日本大震災で広大な土地や建物が津波にのみ込まれ復興再建に向かう中、土地の所有者が分からず用地交渉に膨大な時間がかかり復興事業が遅れを余儀なくされたことにあります。その時期、私の友人も仙台の法務局におり進行が遅々と進まない状況が職員の業務責任に転嫁され、多くの職員が精神的に追い込まれたことを嘆いていたことを思い出します。その結果は、被害地域における復興スピードや復興手法に表れているということです。

このたびの改正が地方における人口減少や空き家・放棄地対策に好結果となるのか。所有者不明問題土地の解決に向けた関係法令の改正に伴う税務及び空き家対策等について質問いたします。

1つ目、所有者不明、相続が確認できないなど納税がされていない土地はどれくらいあるかについて伺います。

土地や建物の不動産については、所有者の死亡後に新たな相続人が申し出て登記をする制度となっていますが、所有者の死亡後に登記がさ

れない理由に相続でもめている、登記に費用がかかる、売買の予定がないなどが上げられるようです。このたびの不動産登記法の改正では、相続人が不動産の取得を知ってから3年以内に所有権移転の登記が義務づけられました。正当な理由がなく、怠れば過料が科されることとなります。決算資料や協議会資料では確認できなかったため、市内に所有者が確認できない、相続が明確でないなど納税がされていない土地の所有者数と面積について、税務課長にお伺いいたします。

○平 進介委員長 安倍章浩税務課長。

○安倍章浩税務課長 お答えいたします。

個人の所有地につきましては、所有者が市外や国外へ転出した場合でありますとか所在が分からなくなつて長期間そのまま経過した場合、所有者がお亡くなりになって法定相続人が全員相続放棄した場合、そもそも法定相続人が誰もいなかった場合、そういうような理由で所有者が不明になったり不存在になっている土地の所有者は長井市全体で49人おります。

また、そのような土地の面積につきましては、市全体で約17ヘクタール存在しております。そのうち、水田や畑などの農地が最も大きい割合を占めますが、約9.6ヘクタールで内訳としては約56%、宅地が約3ヘクタールで約18%、その他山林、原野などの地目が約4.4ヘクタールで約26%となっております。

○平 進介委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 意外と大きな面積が所有者が不明、不在といますか、そのようになっているんだなというのを初めて実感いたしました。

次の質問ですが、不動産登記の義務づけにより所有者不在の土地の解決が進むのかについてお伺いをします。

法改正では、民間事業でも歓迎されているようです。例えば不動産取引では、対象地の測量

や建物解体等の際、境界立会い等により隣地の承諾が必要となっていますが、隣地の所有者が判明しないため大変な労力と経費がかかるケースがあるようです。このたびの改正では、通知しても異議がない場合や不明の場合に公告手続を経て隣地使用を認めてもらえるようになるなど、民間事業でも好影響が出るのではと考えています。

法の施行が2024年4月頃から始まる見込みであり、不動産登記や相続登記等が増え所有者不在の土地などが解決に向かうのか、税務課長にお伺いをいたします。

○平 進介委員長 安倍章浩税務課長。

○安倍章浩税務課長 お答えいたします。

このたびの改正不動産登記法の施行は、公布後3年以内となっております。4月の施行でございますので、本日あたりから大体2年半以内の施行となりますけれども、この法施行により相続登記の申請が増え所在不明の土地の発生が解決するかと言われれば、まだ疑問の余地が残ると考えております。

このたびの法改正で義務化した申請期限や過料などを周知、啓蒙することにより、相続登記義務についての意識づけの強化にはなると思いますが、申請期限が相続発生後3年以内と比較的期間に余裕があることから、相続人が気長に考えて申請にまで至らないケースも若干出てくるのではないかなと考えております。

○平 進介委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 関連法では、相続した土地を手放して国に管理も委ねることが可能となりますが、所在自治体では対策が取れるのかについてお伺いします。

関連法の整備で、相続した土地を手放して国の管理に委ねることを可能にする相続土地国庫帰属法も成立しています。しかし、更地で担保に入っていない、権利関係の争いがないなどの要件を満たすことと10年分の管理費相当額を収

める必要があります、そこまでして手放すかどうか。管理ができない判断となれば、相続放棄に進む危険性もあるのではないのでしょうか。実際対応が迫られている自治体にはメリットがあるのか、税務課長にお伺いいたします。

○平 進介委員長 安倍章浩税務課長。

○安倍章浩税務課長 お答えいたします。

鈴木委員にご紹介いただいたとおり、今年4月に新たに創設されました相続土地国庫帰属法は、相続などにより取得した土地を手放し国に帰属させることを可能とする内容となっておりますけれども、ご案内のように土地が更地で担保が設定されていないとか権利関係に争いがないなど、様々な要件が設定されております。要件のうちの一つに10年分の管理費用相当分の負担金を納付というものがあり、これが大きな関心事になると考えているところでございます。

納税義務や管理義務から解放されるとしたら、どの程度の金額までなら負担してもいいと考えるか、またはお金を支払うくらいなら相続放棄したほうがいいのか考えるか、個人によって考えはまちまちだと思います。

鈴木委員がおっしゃるように10年分の管理費用負担という部分が注目され、かえって相続放棄のほうに意識が向いてしまう所有者が増えるのではないかということも考えられます。

所有者不明の土地の発生予防というこの法律の趣旨を踏まえ、長井市としては土地所有者の相続発生時など様々な機会を捉えまして相続登記の義務化とともに相続した土地の国庫帰属を可能とする法制度の周知、啓蒙を図り、所有者不明の土地の減少や発生防止につなげてまいりたいと考えております。

○平 進介委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 税務課長がおっしゃったように、今のところこの法整備では自治体としてはそこまでしかできない。空き地、空き家があるのは自治体なんですけども、そこに何かし

らの手が増えられるものが出てこない、この改正の状況にもよりますが、そこから先の部分をぜひ国のほうで整備いただかないと動けないという感じはするんですが、法改正があっても課題は多いなと感じたところです。

それで一般質問のほうでも空き家に関してる質問がありましたのでそこにちょっと発展させていただいて、次に所有者不明、相続放棄された空き家はどれくらいあるかということについてお伺いをいたします。

一般質問で竹田議員から空き家の活用の質問がございました。その中で、建設課長から不動産登記法の改正により所有者不明の空き家減少の期待の答弁がありましたが、建設課で把握している所有者の不明、放棄された空き家はどれくらいありますか。

また、空家バンクに登録されていても活用ができるかが重要であり、片づけや清掃が行われているのか。空家バンク登録の条件について、建設課長にお伺いをいたします。

○平 進介委員長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 お答えいたします。

相続放棄になっている実態についてでございますが、家庭裁判所から地方自治体等に情報提供されるような制度ですとかルートがないことから、市内の空き家で相続放棄された物件やその事情を把握することは非常に困難な状況でございます。

長井市におきましては、令和2年度末時点で442戸の空き家がございますが、所有者不明物件は13件となっております。相続放棄された物件につきましては、税務課からの資料を基に空家台帳と照合いたしました結果、8件となっております。

相続放棄されたような物件につきましてはほかに存在すると思われまますので、相続登記義務が決定されたところでございますが、適切な相続や登記に関する呼びかけも含めまして空

き家に関する意識を高めていただくこと、また空き家の管理は所有者に責任があるということ、周辺に迷惑を及ぼさないというような適正な管理が求められていることなどを引き続き丁寧に分かりやすく周知、啓発していくことが大切であると捉えているところでございます。

また、相続人が不明な場合には山形県司法書士会と連携協定を締結しておりますので、相続財産管理人制度等の専門性を有する分野につきましては、ご協力をいただきながら対応してまいりたいと考えております。

次に、空家バンクへの登録の条件でございますが、長井市空家台帳に登録されており、長井市空家バンク協力事業者、これ18業者いらっしゃいますが、この協力事業者から事業者を選定いたしまして、売買契約を締結していただくことが条件となっております。

片づけですとか清掃の有無につきましては、登録の条件とはなってございません。ただ、登録件数が増加してないことも事実でございますので、今後につきましては登録条件の見直しですとか補助制度の整備など、空家バンクの所管課でございます地域づくり推進課のほうと連携を図りながら、登録状況の改善に向けて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○平 進介委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 ありがとうございます。

せんだっての一般質問の答弁の中でも、やっぱり居室内の片づけ、そういうふうな部分もしないとなかなか空家バンクを皆さんご提供するところまではなかなか難しいのかなという感じはしました。

最後の質問ですけども、相続放棄や自治体への寄附があれば土地の活用を検討すべきではないかということでご質問いたします。

民法上、管理義務があっても所有者の不明や相続放棄がされているとなればいつまでも土地、

建物を放置されたままで小動物や害虫等のすみかや発生場所となり、草木も繁茂し周囲にも悪影響を及ぼします。人口減少が進めばこのような事例が多くなり、地域の形成に支障が出ます。何とか自治体が土地の利用を可能とすべきではないかと思います。

長井市空き家等対策計画にもありますが、市が所有者から無償譲渡などを受け除却を行い、国の社会資本整備総合交付金（空き家対策等推進事業）や山形県住宅供給公社、現在山形県すまい・まちづくり公社となっておりますが、実施するまちの再生支援事業を活用し、地域の活性化に資する跡地利用を図ってはいかがと思います。実際に4月の山形新聞のほうにあったんですが、天童市で事例がありました。80坪から90坪、5区画を400万円前後で売り出しています。つまり、全体の屋敷面積が400坪から450坪だったと思われる。その建物を除却し、分譲地として整備し売り出した事業になってます。

私は、放置された空き家の活用よりは、全て無条件で活用できませんが、土地の利用を図るため新しい入居者を迎える施策を研究し進めてはどうかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○平 進介委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 鈴木委員からありましたように、近年空き地、空き家が数多く発生して、その結果、未利用の土地が点在する土地のスポンジ化が進んでおりますけれども、人口が減少し市街地に使われない空間が本当に小さな穴が空くように生じて密度が低下することは生産性の低下や行政サービスの非効率化、あるいは地域コミュニティの存続、治安や景観の悪化などにつながり、都市の衰退を招くおそれがあると非常に懸念しているところです。

このような状況の中で空き家対策ということは、一般質問でも竹田議員からもご提言ありましたけれども、優良な状態の空き家は利活用の

可能性もあるわけですが、状態がよくない不良住宅については、やはりこれは除去を優先的に考えなければいけないと市としては基本的に考えております。

したがって、以前から毎年何件かは、相続したんだけど相続した人は親が住んでた地にもう住まないで寄附したいという話は少なからずあります。あと、まちなかの住宅地で貴重な伝統的な建物のあるものなども寄附してもいいというのはあります。

長井市の今までの基本的な考え方は、ご存じのとおりすぐ使えるもの、市でお金をかけなくても売れるものは頂きますと。ところが、その空き家をちょっと手直しをしないと多分市民に買ってもらえない、誰かに使ってもらえないというものはこれは大変だしお金がかかるから、果たして今度販売するのに大変だからということで、私もずっと市長をさせてもらって15年になりますけれども、財政当局あるいは担当からなかなかうんと言ってもらえません。それもよく分かります。

そういった中で鈴木委員からのご提案ですが、時間もないので端的に答えなきゃいけないと思うんですが、やっぱり事例で挙げただきましたように天童市でやっているまちの再生支援事業、これは空き家や空き地などを一体で再編するランドバンク事業を実施しているということで、山形県すまい・まちづくり公社が実施するまちの再生支援事業、こういったものに私どものまちなかもちょっと空き家が多く、一部相続放棄されたと思われるところもありますし、そういったところを今後どういうふうに活用していくか、それをぜひ検討していきたいと思います。ランドバンク事業についてはNPO法人などが担い手となっておりますけれども、資金やノウハウが必要になって組織設立も一部地域にとどまっているということなどから、国土交通省の動きとしては来年度、空き地を使い

やすく再生し利用希望者をつなぐ法人としてランドバンクを支援する仕組みを創設するようだ
と聞いております。これによりまして、公的位
置づけや信用力を得て活動しやすくなるよう市
町村による指定制度を導入して、あわせて、土
地取得に係る資金、不動産取得税等を軽減する
特例も設けられるということのようでございま
すので、この制度をまず注視していきたいなど
ということと、あとまちの再生支援事業は自治体
に無償譲渡、寄附された物件をすまい・まちづ
くり公社が解体して跡地の整備を行い、土地の
所有権を自治体に移転した上で宅地として販売
する事業であるということで、公社が解体から
分譲までを一元的に実施して解体費を土地の売
却により費用を回収する流れということで、何
よりも公社が有する様々なノウハウ、あるいは
そういった経験を生かしながら物件の選定から
自治体を支援していただける点が特徴だと聞いて
おります。

あと、隣のうちが空き家だからそれを買いた
いという方も少なからずいらっしゃるわけで、
近くでは米沢市が空き家となった隣接地を取得
する場合に、建築物等の除去費用に加えて測量
費用等を支援して補助するような、そういった
事業もあるようでございます。先ほどの天童市
の事例もありましたけども、今後、いろいろ勉
強させていただきながら、特にまちなかの中心
市街地の活性化を考える場合に、やっぱり再開
発などもしていかなきゃいけないような状況で
す。これはもうどうしようもないなと思って見
てまして、ですから、そういったことも含めて、
少し考え方を変えて、これは寄附を受けないほ
うが明らかに合理的な場合もありますんで、そ
ういったときは丁寧にお断りさせていただいて、
これは市のほうで何らかの形で地域振興とか、
移住定住につながるという物件などのご寄附が
ありましたら、ぜひ検討してまいりたいと思ひ
ます。

○平 進介委員長 1番、鈴木一則委員。

○1番 鈴木一則委員 天童市の事例、その場所
はイオンモール天童から中山町に抜ける途中の
集落なんですけども、周辺地域で住んでるよう
なところで、屋敷が大きくてというところなん
です。交通の便や買物等の至便性があれば、若
い方にとっては、やっぱり70坪、80坪の区画と
いうのは非常に魅力的だと思うんですよ。全体
で言えば、約2,500万円ぐらいで建てられるわ
けですから、そういう意味では、そこにまた新
しい人が住んでもらえるということでは、非常
に画期的だと思いますか、ああ、いいなと感じま
した。私が空き家に固執する理由は、新しい土
地の活用をぜひ進めていただきたいという考え
で、質問させていただきました。

以上で私の質問を終わります。

内谷邦彦委員の総括質疑

○平 進介委員長 次に、順位2番、議席番号7
番、内谷邦彦委員。

○7番 内谷邦彦委員 政新長井の内谷邦彦です。
明確な回答をよろしくお願いいたします。

最初に、介護保険特別会計、3款地域支援事
業、2項一般介護予防支援事業について伺いま
す。

この件については、昨年確認させていただ
きましたが、コロナ禍での内容について、再度
確認したくよろしくお願いいたします。

本事業について、コロナ禍による事業の休止
や人数制限等により、委託料、報償費の減少と
ありますが、利用者数が昨年と比較して50%前
後減った元気アップ教室や脳いきいき体操教室
委託料など、4教室あり、その他の教室は20%
前後減少しておりますが、この違いについて、
分かれば教えてください。